

重要なお知らせ

当院は令和5年8月1日付けで、奈良県より紹介受診重点医療機関の指定を受けることとなりました。

紹介受診重点医療機関では、紹介状をお持ちでない患者さんに対し、以下の徴収が義務付けられます。

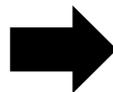
初診時選定療養費

- 紹介状を持参せずに受診された場合

2024年1月31日まで

2024年2月1日から

1,650円（税込）



7,000円（税込）

※ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院した場合にあってはこの限りでない

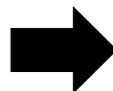
再診時選定療養費

- 状態が落ち着き、当院担当医が他の医療機関へ紹介を申し出た後も当院での診療を希望し、受診される場合

2024年1月31日まで

2024年2月1日から

なし



3,000円（税込）

※ただし、緊急その他やむを得ない事情により来院した場合にあってはこの限りでない

皆さまのご理解とご協力を宜しくお願い致します。



始まります。 紹介受診重点医療機関。



それは、かかりつけ医などからの紹介状を持って
受診いただくことに重点をおいた医療機関です。

- ・手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。
- ・紹介状のありなしに関わらず、受診は可能ですが、紹介状がなく来院された場合は、一部負担金（3割負担等）とは別の「特別の料金」が原則必要となります。

2023年新制度スタート

令和5年8月版

1 紹介受診重点医療機関とは？

手術・処置や化学療法等を必要とする外来、放射線治療等の高額な医療機器・設備を必要とする外来などを行っています。



2 紹介状を用いた場合の受診のながれ



- ・医療機関を受診後、他の医療機関での診療が必要と判断された場合、紹介状が発行されます。
- ・紹介受診重点医療機関からは、かかりつけ医や身近な医療機関などへの紹介状を発行してもらいましょう。
- ・医療機関どうしの役割分担により、患者さんが適切な検査や治療をよりスムーズに受けられるようになり、待ち時間の短縮などが期待されます。

3 紹介受診重点医療機関の情報は、都道府県や厚生労働省のホームページをご覧ください！



令和5年8月版

